

伊勢都市計画道路（高向小俣線）の変更素案に関する意見に対する回答について

1. 意見

	意見	回答
1 竹本委員	盛土形状が確定したため法尻までを都市計画道路の計画区域とし、道路幅員を 9.5m で統一することについては、妥当と思います。 6 ページの標準断面図について質問があります。 嵩上式は法面と高低差が大きいですが、法面の安全性や排水設備については問題ないでしょうか。最近、想定外の集中豪雨、また汁谷川が警戒水域に達することも多くなり、冠水や浸水の被害がでたことのあるエリアです。 防災面での避難計画については現行と同じでしょうか。	高低差は、最大 10m ありますが、安定法面勾配である 1:1.8 以下を確保しております。降雨については流量計算を行っており、対策として小段排水施設を設けております。また、避難経路については、現行と同じです。
2 西井委員	小俣側幅員 9.5m は現状の幅員と同程度でしょうか？ 既存の整備区間小俣側、伊勢街道との交差付近までは歩道が整備されていると思われます。計画道路も同様の歩道の整備を見込まれていますか。 また、伊勢街道交差部より南側住宅部分には電柱が歩道の通行の妨げや車両通行の支障にならない様に今後の計画を進めてください。 現段階で、それらの計画幅が明らかであればお示しください。	既存の整備区間の車道幅員及び歩道幅員と同程度であり、計画道路についても同様の片側歩道での整備を計画しております。 既存の電柱については、通行の支障にならないよう整備にあわせて移設予定です。 また、計画幅につきましては、別紙標準断面図のとおり歩道 2.5m、路肩 0.5m、車道 6.0、路肩 0.5m、全体幅員 9.5m です。
3 河村委員	P4 計画図から①幅員・線形変更と②幅員変更が変更区間（幅員、線形）で、幅員が 16.0m を 9.5m にするということですが、①の北西方向（小俣町元町の小俣小学校、小俣公民館などの方向）の道路は、P3 都市計画総括図によると幅員が 12.0m となっていますが、この部分は 9.5m で統一する訳ではないと理解してよろしいですね。 なぜこのような確認をしているのかというと、理由書には『小俣町元町の整備済区間まで』とありますが、それがどこなのか解り難いので、なにか違った表現を検討されたらどうでしょうかという意見です。 また、P3 都市計画総括図の幅員 12.0m は、変更区間ではないので、幅員 12.0m の記載は必要なものなのでしょうか。	P4 計画図の①の北西方向（小俣町元町の小俣小学校、小俣公民館などの方向）の道路幅員につきましては、9.5m に統一するものではありません。 理由書及び P3 都市計画総括図の表現につきましては、検討いたします。

標準断面図

S=1:50

一般部

